当院における口腔管理連携加算の取り組みについて

高木病院では入院中の患者さまに対し、口腔機能の維持・改善を図るため、
「つむぎ歯科クリニック みどり」との連携体制を整備し、口腔管理を実施する
「口腔管理連携加算」の施設基準を満たしています。

・必要に応じて歯科医師、歯科衛生士による口腔内評価を行います。
・口腔清掃、口腔機能の維持に関する助言やケアを実施します。
・医科、歯科が連携し、患者さまの全身状態の改善に努めます。

患者さまがより安全に治療を受けられるよう、
適切な口腔管理に取り組んでまいります。

連携歯科医療機関

つむぎ歯科クリニック みどり

〒379－2313 群馬県みどり市笠懸町鹿2976－5
TEL 0277-46-8411 / FAX 0277-46-8439

医科・歯科連携に関する協定書

医療法人社団全仁会 高木病院（以下「甲」という）と、つむぎ歯科クリニック みどり（以下「乙」という）は、甲に入院中の患者に対し、適切な口腔管理および歯科診療を提供するため、以下の通り協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲と乙が密接に連携し、甲の入院患者に対する口腔機能の維持・向上を図ることで、誤嚥性肺炎の予防、栄養状態の改善、および早期退院の促進に寄与することを目的とする。

第2条（協力内容）

甲は、入院患者において歯科診療または口腔管理が必要と判断した場合、乙に対し診療を依頼するものとする。乙は、甲からの依頼に基づき、以下の業務を適宜実施する。

1. 入院患者に対する歯科訪問診療（口腔内の診査・治療）
2. 専門的口腔清掃（口腔ケア）の実施および指導
3. 口腔機能評価（摂食嚥下機能を含む）およびリハビリテーション
4. 甲のスタッフ（看護師・介護士等）に対する口腔ケアの助言

第3条（診療の実施）

1. 乙による診療は、原則として甲の施設内において実施する。
2. 乙が診療を行う日時は、患者の容態および甲の業務に支障のない範囲で、甲乙協議の上で決定する。

第4条（情報共有）

1. 甲は乙に対し、診療に必要な患者の全身状態、既往歴、投薬内容等の診療情報を提供する。
2. 乙は診療実施後、速やかに診療内容および結果を甲に報告（診療録への記載または報告書の提出）し、情報の共有に努める。
3. 甲乙の連絡先および連絡方法について以下の通りとする。
   連絡方法については、FAXまたは電話連絡とする。
   甲　TEL 0277-53-7711　FAX　0277-54-0570
   乙　TEL 0277-46-8411　FAX　0277-46-8439

第5条（費用負担）

1. 歯科診療にかかる費用は、医療保険、介護保険等の規定に基づき、乙が患者またはその家族に対して請求するものとする。

第6条（守秘義務）

甲および乙は、本協定に基づき知り得た患者の個人情報および機密情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。本協定終了後も同様とする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議事項）

本協定に定めのない事項、または本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

上記のとおり、医科・歯科連携協定が成立したので、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2026年 5 月 1 日

（甲）

〒376-0011 群馬県桐生市相生町5-754
医療法人社団 全仁会 高木病院
院 長 金指秀明 印

（乙） 〒379-2313 群馬県みどり市笠懸町鹿2976-5
つむぎ歯科クリニックみどり
院長 鈴木 海登 印
TEL 0277-46-8411 / FAX 0277-46-8439